



報道関係者 各位

平成 31 年 4 月 9 日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 松本 勝彦

地方障害者雇用担当官 苜米地幸子

(電話) 028-610-3557

平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果

栃木労働局（局長 浅野 浩美）では、このほど、民間企業における平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、栃木労働局が、障害者の雇用義務のある栃木県内に本社を置く事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0%→2.2%）。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率 2.2%） ※（ ）は前年値、< >は全国値

～雇用障害者数は過去最高を更新～

○雇用障害者数 **4,343.5 人** (4,088.0 人)

○実雇用率 **2.00%** (1.98%) <2.05%> ----- 全国 43 位 (29 位)

○法定雇用率達成企業割合 **54.9%** (60.1%) <45.9%> ----- 全国 23 位 (15 位)

今後の取り組み

(主な取組み)

- 雇用率未達成企業のトップに対しての更なる障害者雇用の周知、理解促進
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催による従業員への理解促進
- 障害者雇用ゼロ企業に対しての「企業チーム支援」等のきめ細かな支援
- 障害者雇用の理解促進のため、障害者雇用先進企業への企業見学、福祉サービス施設見学等の実施
- 県内企業の理解促進のため、障害者に対して業務説明会や職場見学会等の実施

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

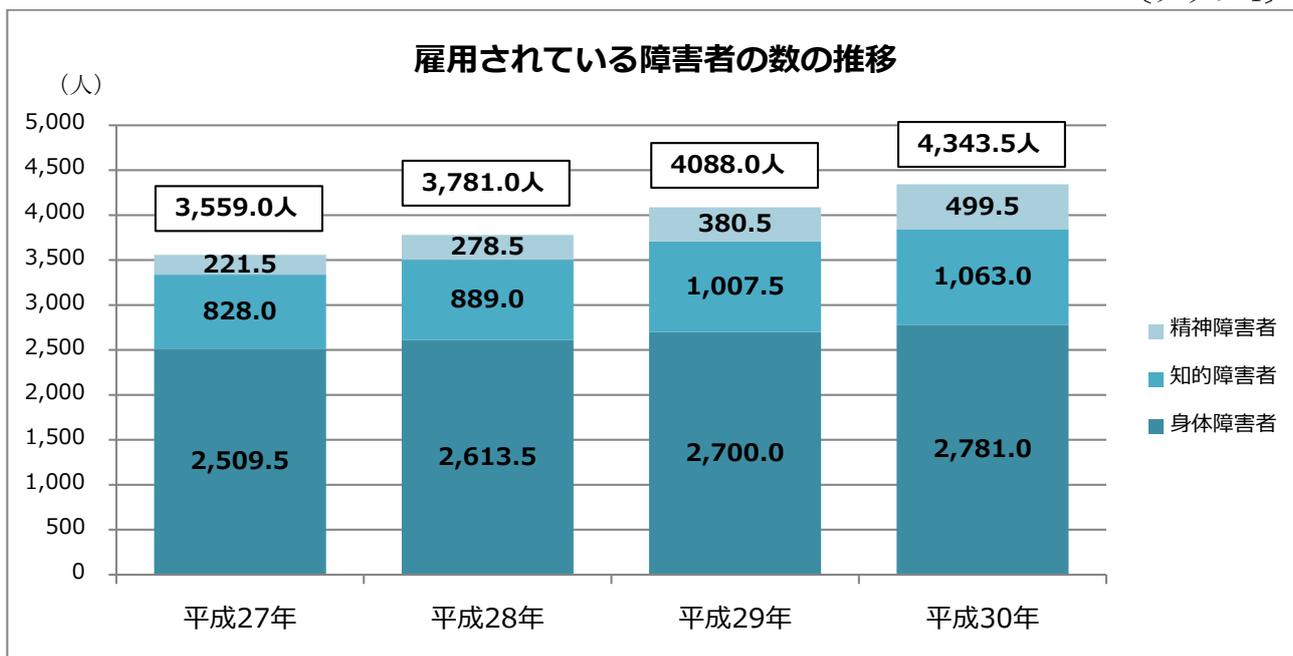
民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は4,343.5人で、前年より6.3%（255.5人）増加し、14年連続で過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は2,781.0人（対前年比3.0%増）、知的障害者は1,063.0人（同5.5%増）、精神障害者は499.5人（同31.3%増）といずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。〔グラフ1〕

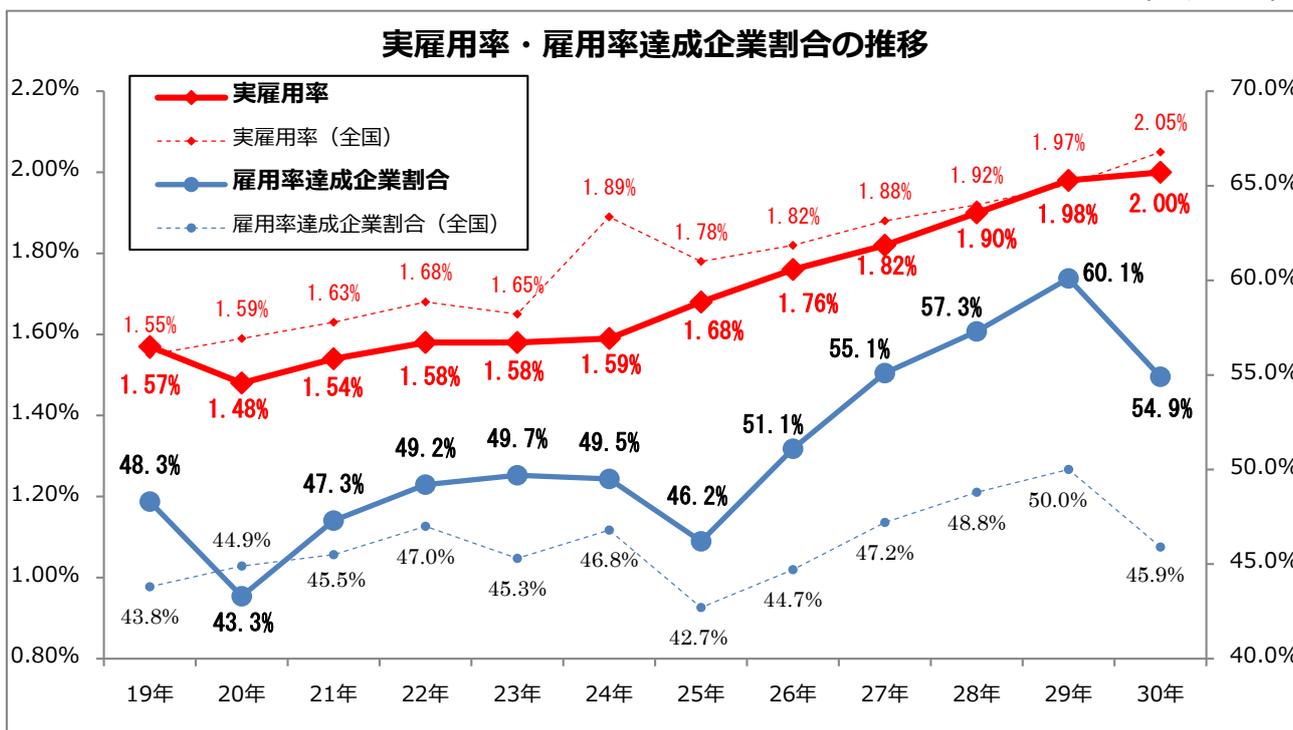
実雇用率は、7年連続で過去最高の2.00%（前年1.98%）となったが、全国平均は2.05%となり0.05ポイント下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、54.9%（同60.1%）であった。〔グラフ2〕〔表1〕

〔グラフ1〕



〔グラフ2〕



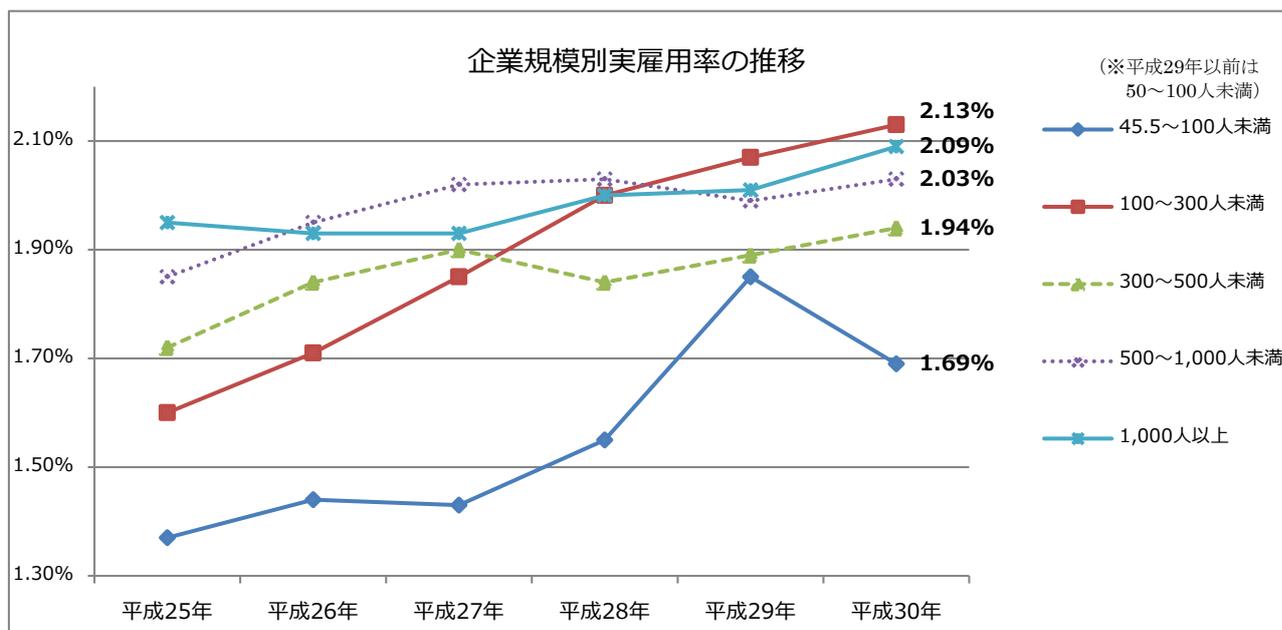
(2) 企業規模別の状況

平成30年4月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げられ（民間企業の法定雇用率：2.0%→2.2%）、障害者雇用義務の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変更となった。

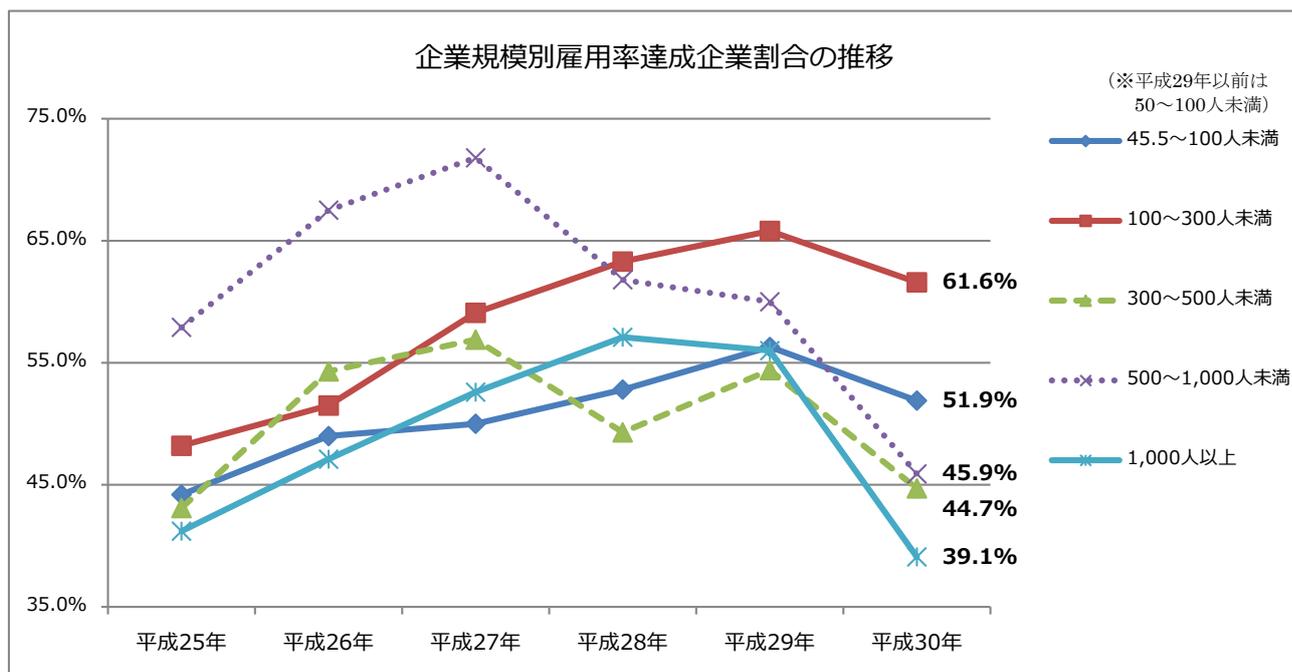
今回の変更に伴い45.5～100人未満の規模企業（1.69%）において前年（1.85%）を大きく下回ったが、その他全ての規模の区分で前年を上回った。〔グラフ3〕

法定雇用率達成企業数の割合は、すべての区分で減少したが、特に1,000人以上規模は39.1%（前年度56.0%）、500～1,000人未満規模は45.9%（同60.0%）、と大規模企業の雇用率達成企業割合が大きく減少した。〔グラフ4〕〔表2〕

〔グラフ3〕



〔グラフ4〕

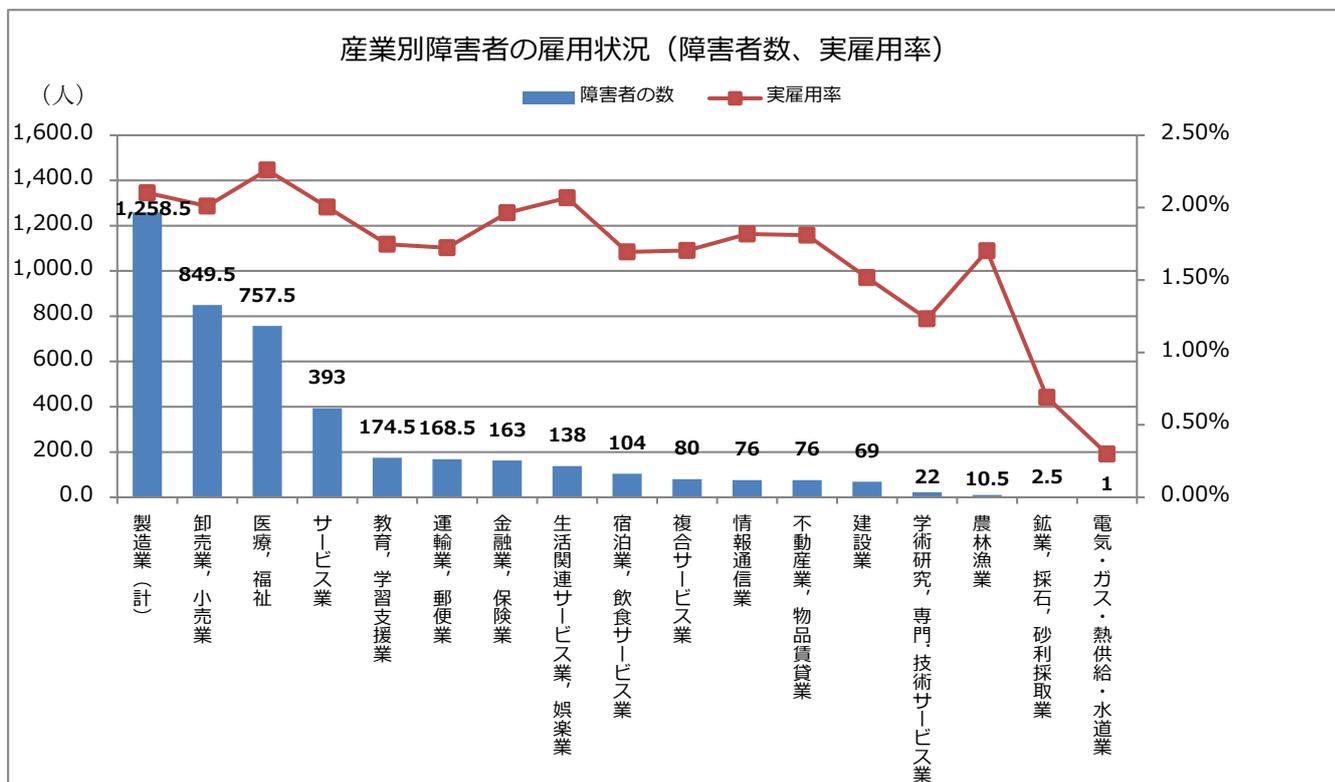


(3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数では、「製造業(計)」が最も多く(1,258.5人、前年比89.5人増)、続いて「卸売業・小売業」(849.5人、同46.0人増)、「医療、福祉」(757.5人、同6.0人減)、「サービス業」(393.0人、同15.0人増)となっている。

産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(2.26%)が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.07%)、「製造業(計)」(2.10%)、「卸売業・小売業」(2.01%)の4業種で、民間企業全体の実雇用率2.00%を上回った。〔グラフ5〕〔表3〕

〔グラフ5〕



(4) 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業は558社で、そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)が、全体の69.2%(386社)と約7割である。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、59.0%(329社)となっている。〔グラフ6〕〔表4〕

〔グラフ6〕

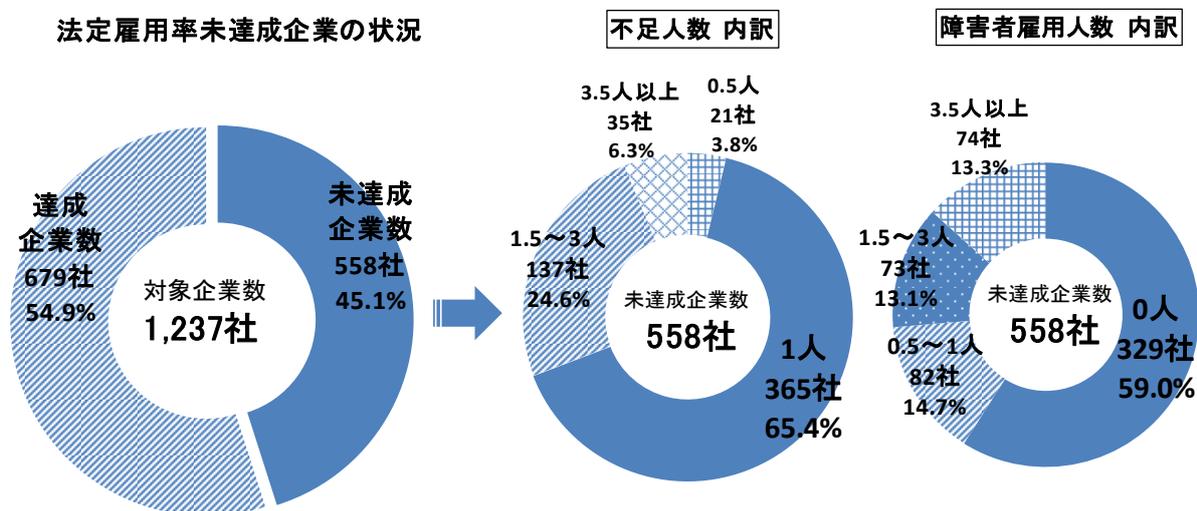


表1 民間企業における年度別障害者雇用状況

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数(注2)														○ 合計 (E+J+N)	④ 実雇用率 (③○÷ ② ×100)	⑤ 雇用率達成 企業数 (割合)
			A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度身体 障害者以 外である 短時間労 働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度知的 障害者以 外である 短時間労 働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神障 害者であ る短時間 労働者	M 精神 障害者数 短時間 特例該当 (注3)	N 精神 障害者計 $K+(L-M)×$ $0.5+M$ <small>※H29迄 (K+L×0.5)</small>			
平成19年	751	147,641	530	749	25	-	1,834	85	271	7	-	448	26	11	-	31.5	2,313.5	1.57%	363 (48.3%)
平成20年	850	160,467	529	762	37	-	1,857	93	291	5	-	482	29	18	-	38.0	2,377.0	1.48%	368 (43.3%)
平成21年	824	158,877	531	767	41	-	1,870	103	312	15	-	533	36	25	-	48.5	2,451.5	1.54%	390 (47.3%)
平成22年	840	162,420	563	793	36	-	1,955	95	345	10	-	545	54	31	-	69.5	2,569.5	1.58%	413 (49.2%)
平成23年	881	175,895.0	611	822	36	57	2,108.5	110	335	18	31	588.5	66	36	-	84.0	2,781.0	1.58%	438 (49.7%)
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	-	115.0	2,880.5	1.59%	462 (49.5%)
平成25年	1,049	188,466.0	653	910	54	69	2,304.5	114	427	24	55	706.5	126	57	-	154.5	3,165.5	1.68%	485 (46.2%)
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	791.0	159	60	-	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	-	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)
平成28年	1,074	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	889.0	232	93	-	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)
平成29年	1,106	206,355.0	772	989	109	116	2,700.0	131	610	68	135	1,007.5	281	199	-	380.5	4,088.0	1.98%	665 (60.1%)
平成30年	1,237	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	1,063.0	354	174	117	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 (注2) 「障害者の数」の算出に当たっては、③A欄、F欄の重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、D欄、I欄の重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者及びL欄(平成29年以前)の精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 (注3) 精神障害者数短時間特例該当について：精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当するものは、0.5ではなく1とカウントします。(1)平成27年6月2日以降に雇入れられたものであること。(2)平成27年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

表2 民間企業における企業規模別障害者の雇用状況

平成30年6月1日現在

項目 規模別	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	⑥ 障害者の数														⑦ 実雇用率 (⑥①÷⑤×100)	⑧ 雇用率達成企業数 (割合)	⑨ 法定雇用障害者数に不足する障害者数	
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C+D×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度知的障害者以外である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H+I×0.5)	K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者数短時間特例該当	N 精神障害者計 K+(L-M)×0.5+M※H29 (K+L×0.5)				O 合計 (E+J+N)
45.5~100人未満 (※H29年度は50~100人未満)	616	40,633	4,822	43,044.0	41,535.0	100	172	21	25	405.5	25	113	32	32	211.0	41	60	33	87.5	704.0	1.69%	320 (51.9%)	304.0
	522	36,338	4,465	38,570.5	37,354.5	92	151	33	31	383.5	23	109	41	54	223.0	35	98	-	84.0	690.5	1.85%	294 (56.3%)	222.0
100~300人未満	485	74,129	7,448	77,853.0	72,551.0	275	371	46	43	988.5	62	242	11	38	396.0	114	57	39	162.0	1,546.5	2.13%	299 (61.6%)	316.0
	445	69,117	6,778	72,506.0	67,443.5	259	347	37	42	923.0	51	223	12	32	353.0	91	57	-	119.5	1,395.5	2.07%	293 (65.8%)	237.0
300~500人未満	76	27,327	2,672	28,663.0	26,859.0	104	126	8	16	350.0	10	68	7	20	105.0	52	14	13	65.5	520.5	1.94%	34 (44.7%)	101.5
	79	28,112	2,526	29,375.0	27,493.0	114	126	7	12	367.0	15	58	5	19	102.5	44	12	-	50.0	519.5	1.89%	43 (54.4%)	82.0
500~1,000人未満	37	24,976	2,603	26,277.5	24,173.5	86	116	10	11	303.5	12	93	2	14	126.0	54	9	6	61.5	491.0	2.03%	17 (45.9%)	60.5
	35	22,747	2,368	23,931.0	22,265.0	78	111	8	8	279.0	15	85	2	15	124.5	36	7	-	39.5	443.0	1.99%	21 (60.0%)	27.0
1,000人以上	23	51,554	6,852	54,980.0	51,777.0	230	215	44	29	733.5	32	150	4	14	225.0	93	34	26	123.0	1,081.5	2.09%	9 (39.1%)	78.5
	25	51,903	6,370	55,088.0	51,799.0	229	254	24	23	747.5	27	135	8	15	204.5	75	25	-	87.5	1,039.5	2.01%	14 (56.0%)	45.5
合計	1,237	218,619	24,397	230,817.5	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	1,063.0	354	174	117	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)	860.5
	1,106	208,217	22,507	219,470.5	206,355.0	772	989	109	116	2,700.0	131	610	68	135	1,007.5	281	199	-	380.5	4,088.0	1.98%	665 (60.1%)	613.5

(注)下段は前年度(H29年度)

表3 民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成30年6月1日現在

項目 産業別	① 企業数	② 常用 労働者数	③ 短時間 労働者数	④ 常用労働 者総数 (②+③ ×0.5)	⑤ 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる 労働者数	⑥ 障害者の数														⑦		⑧ 雇用率達 成企業数	⑨ 法定雇用 障害者数 に 不足する 障害者数	
						A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時間 労働者	D 重度以外 の身体障 害者であ る短時間 労働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度以外 の知的障 害者であ る短時間 労働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神 障害者で ある短時 間労働者	M 精神 障害者数 短時間 特例該当	N 精神 障害者計 K+(L-M)× 0.5+M ※H29迄 (K+L×0.5)	O 合 計 (E+J+N)	うち 新規雇用			
農林漁業	9	601	32	617.0	617.0	3	3	0	0	9.0	0	0	0	0	0.0	1	1	0	1.5	10.5	1.5	1.70%	6	3.0
鉱業、採石、砂利採取業	4	384	3	385.5	362.5	1	0	0	1	2.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	2.5	0.0	0.69%	1	4.5
建設業	38	5,492	79	5,531.5	4,549.5	21	20	1	0	63.0	0	2	0	0	2.0	4	0	0	4.0	69.0	5.0	1.52%	22	29.0
製造業(計)	388	58,881	2,585	60,173.5	59,870.5	243	328	10	13	830.5	53	223	4	4	335.0	76	20	14	93.0	1,258.5	103.5	2.10%	236	208.0
食料品・たばこ	58	8,570	1,217	9,178.5	9,178.5	19	44	3	5	87.5	10	65	0	2	86.0	23	4	4	27.0	200.5	18.5	2.18%	36	32.0
繊維工業	11	924	57	952.5	952.5	2	6	0	0	10.0	1	1	0	0	3.0	3	2	1	4.5	17.5	1.0	1.84%	6	5.0
木材・家具	14	2,125	33	2,141.5	2,141.5	8	16	0	0	32.0	3	12	0	0	18.0	1	0	0	1.0	51.0	5.0	2.38%	10	4.0
パルプ・紙・印刷	15	1,292	107	1,345.5	1,342.5	10	12	1	0	33.0	18	21	4	1	61.5	0	1	0	0.5	95.0	0.0	7.08%	10	5.5
化学工業	39	3,979	205	4,081.5	4,081.5	15	18	0	1	48.5	5	10	0	0	20.0	5	3	2	7.5	76.0	8.5	1.86%	25	16.0
窯業・土石	14	1,381	44	1,403.0	1,403.0	3	7	0	1	13.5	0	1	0	0	1.0	1	1	0	1.5	16.0	2.0	1.14%	5	11.5
鉄鋼	10	1,746	30	1,761.0	1,535.0	13	7	1	0	34.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	34.0	1.0	2.21%	8	4.0
非鉄金属	14	2,415	34	2,432.0	2,360.0	6	15	0	0	27.0	0	4	0	0	4.0	2	0	0	2.0	33.0	4.0	1.40%	5	14.0
金属製品	43	3,937	98	3,986.0	3,986.0	12	28	0	0	52.0	4	14	0	0	22.0	4	2	1	5.5	79.5	14.0	1.99%	27	17.0
電気機械	24	8,989	165	9,071.5	9,071.5	56	55	1	2	169.0	3	15	0	0	21.0	6	1	1	7.0	197.0	8.0	2.17%	16	19.5
その他機械	108	18,362	364	18,544.0	18,542.0	84	86	4	4	260.0	6	62	0	1	74.5	24	5	4	28.5	363.0	34.5	1.96%	64	54.5
その他	38	5,161	231	5,276.5	5,276.5	15	34	0	0	64.0	3	18	0	0	24.0	7	1	1	8.0	96.0	7.0	1.82%	24	25.0
電気・ガス・熱供給・水道業	4	327	16	335.0	335.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	1.0	1.0	0.30%		4.0
情報通信業	18	4,101	163	4,182.5	4,182.5	27	15	2	0	71.0	0	1	0	0	1.0	4	0	0	4.0	76.0	1.0	1.82%	6	14.0
運輸業、郵便業	77	11,151	1,553	11,927.5	9,781.5	37	52	6	6	135.0	2	15	2	2	22.0	6	6	5	11.5	168.5	26.0	1.72%	38	65.5
卸売業、小売業	155	38,320	7,898	42,269.0	42,264.0	130	121	53	19	443.5	22	172	33	41	269.5	75	73	50	136.5	849.5	89.5	2.01%	65	157.0
金融業、保険業	16	7,888	822	8,299.0	8,299.0	50	51	4	2	156.0	0	2	0	0	2.0	5	0	0	5.0	163.0	7.0	1.96%	9	17.0
不動産業、物品賃貸業	16	4,148	107	4,201.5	4,199.5	18	23	3	1	62.5	0	1	0	1	1.5	11	1	1	12.0	76.0	10.0	1.81%	7	14.0
学術研究、専門・技術サービス業	14	1,755	70	1,790.0	1,786.0	3	6	1	2	14.0	0	1	2	0	3.0	3	2	2	5.0	22.0	7.5	1.23%	3	12.5
宿泊業、飲食サービス業	35	4,848	2,582	6,139.0	6,139.0	12	16	3	14	50.0	4	33	1	5	44.5	7	5	0	9.5	104.0	11.0	1.69%	19	26.0
生活関連サービス業、娯楽業	60	6,013	1,325	6,675.5	6,675.5	12	13	3	10	45.0	18	42	1	4	81.0	6	7	5	12.0	138.0	7.5	2.07%	27	34.5
教育、学習支援業	22	12,849	562	13,130.0	9,989.0	45	45	4	4	141.0	0	9	0	0	9.0	17	8	7	24.5	174.5	21.0	1.75%	10	40.5
医療、福祉	251	38,139	3,993	40,135.5	33,533.5	122	172	29	39	464.5	21	105	12	57	187.5	68	46	29	105.5	757.5	108.0	2.26%	168	123.5
複合サービス業	14	4,628	133	4,694.5	4,694.5	19	20	1	0	59.0	2	8	0	0	12.0	9	0	0	9.0	80.0	9.0	1.70%	4	17.0
サービス業	116	19,094	2,474	20,331.0	19,617.0	52	115	9	13	234.5	19	52	1	4	93.0	61	5	4	65.5	393.0	68.0	2.00%	58	90.5
合 計	1,237	218,619	24,397	230,817.5	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	1,063.0	354	174	117	499.5	4,343.5	476.5	2.00%	679	860.5

表4 民間企業における障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

平成30年6月1日現在

項目 規模別	① 法定雇用率未達成 企業の数	② 不足数								③ 障害者の数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上7人以下	7.5人以上	
45.5～100人未満	296 < 53.0% >	281 (94.9%)	15 (5.1%)	-	-	-	-	-	-	274
100～300人未満	186 < 33.3% >	82 (44.1%)	76 (40.9%)	23 (12.4%)	5 (2.7%)	-	-	-	-	54
300～500人未満	42 < 7.5% >	16 (38.1%)	6 (14.3%)	8 (19.0%)	9 (21.4%)	2 (4.8%)	1 (2.4%)	-	-	0
500～1,000人未満	20 < 3.6% >	6 (30.0%)	1 (5.0%)	5 (25.0%)	5 (25.0%)	2 (10.0%)	-	-	1 (5.0%)	1
1,000人以上	14 < 2.5% >	1 (7.1%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	0
合 計	558	386 (69.2%)	99 (17.7%)	38 (6.8%)	22 (3.9%)	5 (0.9%)	2 (0.4%)	2 (0.4%)	4 (0.7%)	329

(注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

< >は未達成企業に占める割合

()は当該規模企業数に占める割合

表5 公的機関における障害者の雇用状況

平成30年6月1日現在

項目 機関		① 機 関 数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	③					④ 実 雇 用 率 (③E/②×100)%	
				A 重度障害者(身 体・知的) (1週間の所定労働 時間が30時間以 上)	B 重度以外の障害 者(身体・知的・精 神) (1週間の所定労働 時間が30時間以 上)	C 重度障害者である 短時間職員(身体・ 知的) (1週間の所定労働 時間が20時間以上 30時間未満)	D 重度以外の障害者 である短時間職員 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働 時間が20時間以上 30時間未満)	E アのうち注3該当者		E 計 (A×2+B+C+ (D-E)×0.5)+E
県	知事部局	1	4,639.0	35	47	0	9	2	122.5	2.64%
	警察本部	1	513.0	4	3	3	2	0	15.0	2.92%
	計	2	5,152.0	39	50	3	11	2	137.5	2.67%
市 町 等	市	14	11,268.0	79	128	1	1	0	287.5	2.55%
	町	11	1,910.5	11	15	0	1	1	38.0	1.99%
	広域行政	1	137.0	0	2	0	0	0	2.0	1.46%
	計	26	13,315.5	90	145	1	2	1	327.5	2.46%
教育委員会	県	1	11,241.5	43	89	2	4	2	180.0	1.60%
	市	1	92.0	1	1	0	0	0	3.0	3.26%
	町	2	158.0	0	3	0	0	0	3.0	1.90%
	計	4	11,491.5	44	93	2	4	2	186.0	1.62%
地方独立行政法人等		4	1,522.5	11	15	1	0	0	38.0	2.50%
合 計		36	31,481.5	184	303	7	17	5	689.0	2.19%

○県の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
知事部局	4,639.0	122.5	2.64%	0.0	特例認定あり(注4)
警察本部	513.0	15.0	2.92%	0.0	

○市町の状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮市	2,634.0	66.0	2.51%	0.0	特例認定あり(注4)
足利市	934.0	24.0	2.57%	0.0	特例認定あり(注4)
栃木市	1,196.5	31.5	2.63%	0.0	特例認定あり(注4)
佐野市	904.0	26.0	2.88%	0.0	特例認定あり(注4)
鹿沼市	596.0	14.0	2.35%	0.0	
日光市	873.0	23.0	2.63%	0.0	特例認定あり(注4)
小山市	919.0	22.0	2.39%	0.0	特例認定あり(注4)
真岡市	583.0	16.0	2.74%	0.0	特例認定あり(注4)
大田原市	679.0	15.0	2.21%	1.0	特例認定あり(注4)
矢板市	261.0	7.0	2.68%	0.0	特例認定あり(注4)
那須塩原市	754.0	19.0	2.52%	0.0	特例認定あり(注4)
さくら市	337.0	10.0	2.97%	0.0	特例認定あり(注4)
那須烏山市	253.0	5.0	1.98%	1.0	特例認定あり(注4)
下野市	344.5	9.0	2.61%	0.0	特例認定あり(注4)
上三川町	217.5	6.0	2.76%	0.0	特例認定あり(注4)
益子町	147.0	3.0	2.04%	0.0	
茂木町	118.5	4.0	3.38%	0.0	
市貝町	81.5	0.0	0.00%	2.0	
芳賀町	119.0	2.0	1.68%	0.0	
壬生町	267.0	4.0	1.50%	2.0	特例認定あり(注4)
野木町	182.0	6.0	3.30%	0.0	特例認定あり(注4)
塩谷町	124.5	2.0	1.61%	1.0	
高根沢町	164.5	3.0	1.82%	1.0	特例認定あり(注4)
那須町	287.0	4.0	1.39%	3.0	
那珂川町	202.0	4.0	1.98%	1.0	特例認定あり(注4)
南那須地区広域行政事務組合	137.0	2.0	1.46%	1.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、「職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 当該機関は特例認定を受けている。この特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣又は労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

○県教育委員会の状況(法定雇用率 2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
栃木県	11,241.5	180.0	1.60%	89.0	

○市町教育委員会の状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿沼市	92.0	3.0	3.26%	0.0	
芳賀町	80.0	1.0	1.25%	1.0	
那須町	78.0	2.0	2.56%	0.0	

○地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮大学	575.0	17.0	2.96%	0.0	
栃木県立がんセンター	320.5	6.0	1.87%	2.0	
新小山市民病院	448.0	11.0	2.46%	0.0	
栃木県立リハビリテーションセンター	179.0	4.0	2.23%	0.0	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること